

水道だより

2023年度版 Vol.23

知ってください！「和歌山市の水道のこと」

施設の更新 … P.2

経営の状況 … P.2

未来に向けて … P.3



災害が起こる前に ご家庭や職場での備え

①非常用の水を確保しましょう

飲料水の備蓄の目安は、1人あたり1日3リットル、最低3日分で9リットル以上を目安にしてください。お風呂の残り湯などは、飲用以外の生活用水として利用できます。

②給水を受ける容器（ポリタンクや非常用給水袋など）を準備しておきましょう

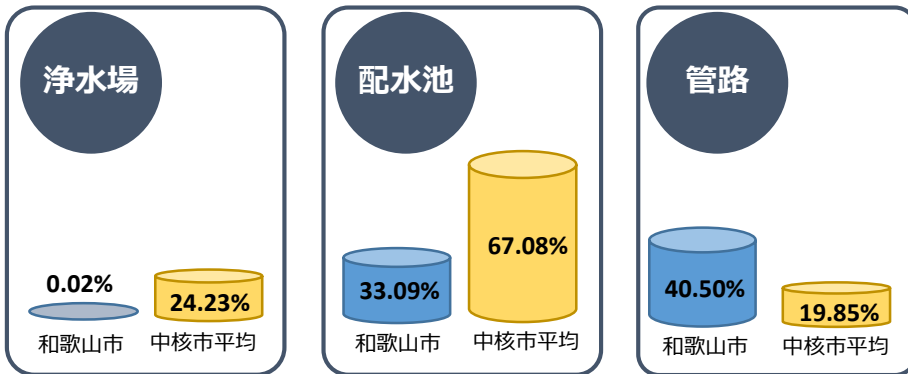
③マンション等では停電による断水に備えましょう



和歌山市ホームページ
<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/suido>
和歌山市企業局公式Twitter
https://twitter.com/w_city_suido

<編集・発行> 和歌山市企業局経営管理部 企業総務課
〒640-8511和歌山市七番丁23番地
TEL 073-435-1124
FAX 073-435-1280

和歌山市水道施設の耐震化状況（令和2年度）



- ・本市の水道施設の耐震化率は管路を除き、中核市平均に比べて低い水準
- ・水道施設の耐震化が急務

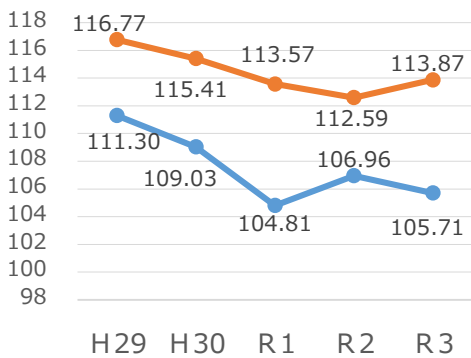
地震の被害を減らすため、新しい水道施設にするための工事を計画的に行っています。
 （加納浄水場の更新、耐震管への取替えなど）

令和3年度 経営状況

<グラフ凡例> — 和歌山市 — 同規模事業体平均値（平均値）

経常収支比率（%）

[R3 全国平均 111.39]



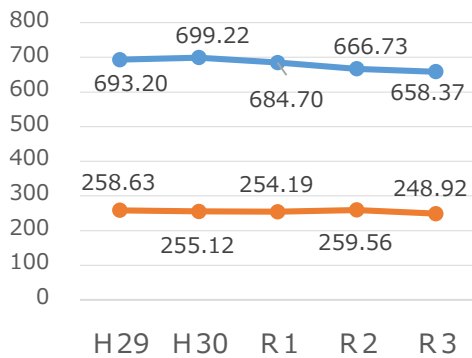
当該年度において、給水収益等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標

水道料金収入の減少により指標が減少傾向

同規模事業体に比べ低い水準

企業債残高対給水収益比率（%）

[R3 全国平均 265.16]



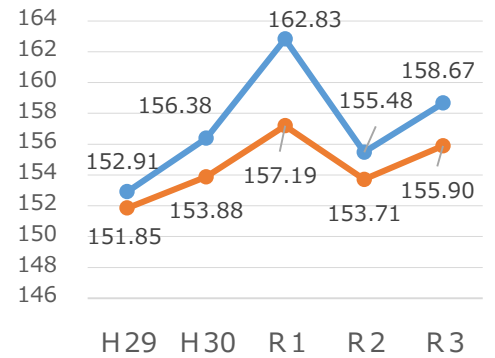
給水収益に対する企業債残高の割合で、企業債残高の規模を表す指標

借入額が大きく、依存度が高い

同規模事業体に比べ非常に高い水準

給水原価（円）

[R3 全国平均 167.74]



有収水量1㎡当たり、どれだけの費用がかかっているかを表す指標

使用水量の減少や借入額が多いことで、事業に係る費用が高い

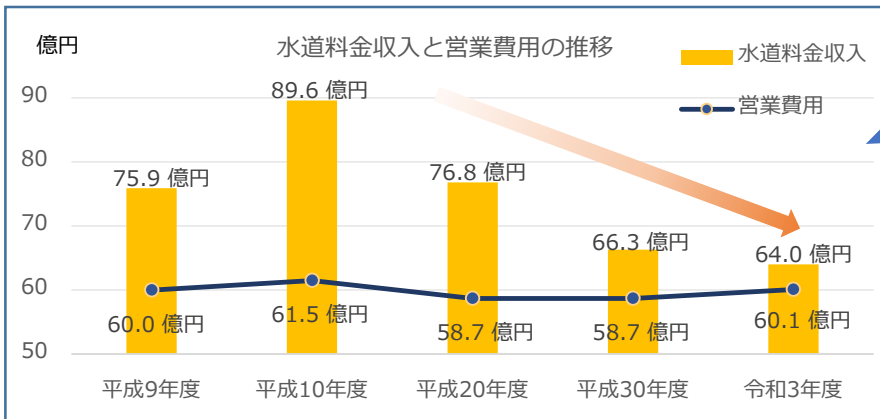
同規模事業体に比べ高い水準

独立採算制

水道事業はお客さまからの水道料金によってまかなわれています

水道施設の整備など水道事業に必要な経費は、「税金」ではなく、「水道料金収入」が主な財源です。

水道料金収入の状況



営業費用（事業運営するための支出）が一定以上必要な中、水道料金収入が減少している状況

《主な原因》

- 給水人口の減少・節水機器の普及
- 核家族化による給水戸数の増加（1戸当たりの使用水量が減少）

経営努力

- 施設の統廃合
- 経営の効率化（業務の一部を民間に委託）
- 人件費や企業債利息などの経費を削減

平成10年2月の水道料金改定以降、**約25年間、水道料金を据え置いて様々な経費削減に努めてきました**

※令和5年3月1日時点の水道料金の据え置き期間を見ても、近畿の中核市平均（和歌山市を除く）は約9.7年間となっています。

未来に向けて ～将来にわたり安全安心な水道水を安定的にお届けするために～

水道施設や水道料金の在り方を再検討し、水道事業の方向性を示すため、「和歌山市新水道事業ビジョン」の策定に取り組んでいます。

今後の取組

送水管の複線化

管路の更新

浄水場の更新

将来の適正な水道料金を考えるために

現在、料金体系について幅広い意見をお聴きするため、「和歌山市新水道事業ビジョン水道料金検討会議」を公開で開催しています。今後も幅広い意見を聴きながら検討を深めていきます。



第1回和歌山市新水道事業ビジョン水道料金検討会議の様子

水道料金

基本料金と従量料金の2つで構成されています

水道料金表（2か月分）消費税及び地方消費税（10%）を含む

水道料金の計算例（2か月使用した場合）

メーター口径13mmで2か月間に50m³使用した場合

口径・用途	基本料金	従量料金（1m ³ につき）					
		第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段
13mm	1,540円	1m ³ ～	21m ³ ～				
20mm	2,200円	20m ³	40m ³				
25mm	3,080円	22円	154円				
40mm	7,700円	1m ³ ～40m ³ 154円		41m ³ ～	61m ³ ～	101m ³ ～	201m ³ ～
50mm	14,520円			60m ³	100m ³	200m ³	
75mm	29,480円						
100mm	47,080円						
150mm	101,200円						
200mm	145,200円						
公衆浴場用	300m ³ （基本水量）まで 17,600円	301m ³ 以上 71円50銭					

基本料金	1,540円
+	
従量料金	22円×20m ³ =440円 154円×20m ³ =3,080円 181円50銭×10m ³ =1,815円
合計	6,875円（円未満は切り捨て）

*水道料金は2か月ごとに検針を行い、請求します。

【マンション等複数戸数の場合】

*届出されている使用戸数に応じて口径13mmの料金を適用して算出します。

*使用戸数とは、マンション等で入居又は退去により変動する実際の戸数であり、現在届出されている戸数は検針時に投函する「使用水量のお知らせ」等に記載しています。料金算定の基礎となりますので、変更があった場合は必ずお届けください。

*計算例については、和歌山市ホームページをご覧ください。または水道料金センターへお問い合わせください。

下水道使用料

基本料金と超過料金の2つで構成されています

下水道使用料料金表（2か月分）消費税及び地方消費税（10%）を含む

下水道使用料の計算例（2か月使用した場合）

2か月間に50m³使用した場合

区分	基本料金		超過料金（1m ³ につき）			
	排除汚水量	金額	第1段	第2段	第3段	第4段
一般汚水	20m ³ まで	2,494円80銭	21m ³ ～ 60m ³ 189円20銭	61m ³ ～ 200m ³ 243円10銭	201m ³ ～ 1000m ³ 297円	1001m ³ ～ 344円30銭
公衆浴場汚水	排除汚水量 1m ³ につき11円					

基本料金（20m ³ までの分）	2,494円80銭
+	
超過料金	(21m ³ ～50m ³ までの分) 189円20銭×30m ³ =5,676円
合計	8,170円（円未満は切り捨て）

*お支払いは水道料金と一緒に請求します。（下水道使用料単独請求分は除く）

水道料金・下水道使用料のお支払方法について

口座振替

金融機関に預金口座がある場合、預金口座から自動的に引き落とされる制度です。お客様番号がわかるもの（領収書・使用水量のお知らせ）・通帳・通帳印をご持参の上、取引金融機関（和歌山市内に本支店のある金融機関）の窓口でお申し込みください（三井住友信託銀行及び商工中金を除く）。

窓口納付

和歌山市内に本支店のある金融機関、郵便局（近畿2府4県）、取扱いコンビニエンスストア、水道料金センターでお支払いいただけます（みずほ銀行、三井住友信託銀行及び商工中金を除く）。

スマートフォンアプリ利用

利用できるキャッシュレス決済の種類：PayB・PayPay・LINEPay請求書払い・支払秘書・J-Coin請求書払い・d払い請求書払い・au Pay

■問合せ先 和歌山市水道料金センター ☎ 435-1298

水道に関する各種お問い合わせ先

お問い合わせ内容	担当部署	電話番号
上下水道の料金について	和歌山市 水道料金センター （和歌山市役所西側 ワイチビル1F）	073-435-1298
水道の使用開始・中止について		
※4、5日前までにご連絡ください		
検針、料金のお支払い、使用者、使用戸数（マンション等）などの変更、口座振替について		
給水装置の所有権の変更について		
漏水、濁り水、出水不良、修繕について	維持管理課	073-435-1131
企業局指定給水装置工事事業者について	営業課	073-435-1128
水道水の水質について	水質試験事務所	073-471-6950
その他のお問い合わせ	企業総務課	073-435-1124
土・日・祝・夜間・年末年始の緊急連絡先	警備員室	073-435-1313